横芝広報

第145号
昭和51年10月1日

発行所
山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798－2－1111(代)
郵便番号 289－17

横芝町の人口と世帯
〈9月1日現在〉

人口	13,489	(+29)
男	6,546	(+9)
女	6,943	(+20)
世帯数	3,464	(+15)

( )内は前月比

九月補正予算で

十一億円を突破した 町の一般会計予算

昭和五十一年九月定例議会は九月十六日と十八日の両日行われました。本会議では、新東京国際空港関連問題対策委員会の設置条例と横芝町運動広場の設置及び管理に関する条例二件が制定されました。また、上町地先の町道認定・国保会計では、五十年度分の療養給付費実績が国庫負担金の算出基礎額を下回ったための償還金、助産費償還金や疾病予防PRの印刷費等に四百五十八万五千円が追加されました。一般会計では、土木関係予算一千五百六十六万円を中心に三千七百六十万円の追加補正が行われました。五十一年九月三十日で任期満了となった教育委員三名の選任が行われました。

町の野球場設置 管理など条例化

栗山の旧NHKあと地を中心に建設が進められている、町営の野球場も十月中旬には完成します。

この完成に伴って、球場の設置や管理使用について条例が定められました。球場の名称は横芝町運動広場といい横芝町栗山五〇〇〇番地に設置され、一万平方メートルの野球場が一面、二千平方メートルの駐車場が設けられております。

使用時間は、四月一日から十月三十一日までは午前八時から午後六時まで、十一月一日から翌年三月三十一日までが午前八時から午後五時までとなっております。

使用料は別表のとおりです。

この運動広場の使用は、町内外を問わず使用することができるようになっております。

区分		一回(二時間以内)	午前	午後	一日
一般野球	町内チーム	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円	五〇〇円
	町外チーム	二〇〇円	四〇〇円	六〇〇円	一〇〇〇円
小中学校野球	町内チーム	五〇円	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円
	町外チーム	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円	五〇〇円
野球以外	町内団体	五〇円	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円
	町外団体	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円	五〇〇円

使用に当っては、使用日の一か月以前から受け付けることになっておりますので、運動広場使用承認申請書に使用日時、使用人員、使用器具等必要事項を記入して教育長に提出し使用許可を受け、使用料を納めて使用することになっております。使用許可は申請の順となり、雨天等により使用不能な場合は状況によって還付することになっております。

使用に当っては、決められた場所以外ではタバコやその他の火気を使用しない。許可されない施設又は附属設備を使用しない。承認を得ないで設備を変更しない。他人に迷惑を及ぼし又はその恐れのある行為をしないなどの遵守事項を定めてあります。

空港関連問題対策に 町長の諮問機関設置

航空路の直下であり又空港までの距離も比較的近いという横芝町は、飛行機を利用するうえでは非常に便利である一方、騒音による電話、テレビの難聴など空港に関連して生ずる諸問題の対策を円滑に推進して、町民の生活安定を図るため、町長の諮問機関として、「横芝町新東京国際空港関連問題対策委員会」を条例で設置するものです。委員会の委員は、議会議員を代表する者や農業委員会、教育委員会委員、国の定める第一種騒音地域及びその周辺地域の代表者など十六名の委員で構成されています。

交付税を財源に 三千七百万補正

今年度一般会計第二回目の補正予算では、地方交付税を主な才入財源として、三千七百五十六万七千円の追加補正が行われました。

今回の補正で一般会計予算の総額は、十一億一千二百八十一万六千円となりました。

追加補正された主なものには、土木費で道路舗装工事に七百四十五万円、道路維持費に七百六十万円を計上。農林水産業費では、屋形地区排水路整備事業補助金三百二十五万円を始め、天災融資利子補給金、高能率集団的生産組織育成事業の測量・土性調査委託費等が補正されました。また、新たに条例制定された新東京国際空港関連問題対策委員会の経費に五十七万六千円、議会の新空港問題対策議員協議会関係費に八十一万九千円が計上されました。国保会計は四百五十八万五千円を補正、総額で三億三千七百五十八万五千円となりました。

(次頁の五段に続きます)